

第4話 北條氏の仁政

やすとき ときより しっけん つづ じんせい ほどこ てんか おさ ほうじょう
泰時、時頼の2 執権が続いて仁政を施したので、天下はよく治まり、北條氏の
 じんぼう
人望が高まる。

北條氏の善政

ほうじょう ぜんせい
 ほうじょう じんせい じっけん うば おも
 北條氏は名ばかりの將軍を立てて、幕府の実権を奪ったのですから、それだけでさえ既に世間の思わ
 へばか じょうきゅう たい おどろ ぶれい くわ ま
 くを憚っていたところに、更に承久の乱には、朝廷に対してまで驚くべき無礼を加えたので、間もな
 むどう よしとき やすとき しっけん だいざい つぐな ため
 く無道な北條義時が死んで、子の泰時が執権となってからは、せめてはこれらの大罪を償う為にも、深
 こころ もち あんしん もう
 く政治に心を用いて、朝廷にご安心をさせ申さねばならないと思ったのでしょうか。代々の執権は常に
 じんせい ほどこ てんか たい おさ やすとき ときより けんやく
 よく仁政を施して、天下が平らかに治まるようにした。中でも泰時と時頼の二人は、常に儉約を守っ
 て、よく心を政治に用いたので聞こえています。

泰時の仁慈

やすとき じんじ
 やすとき よしとき こころ が
 泰時が父の義時とはちがって、心懸けの良い人であったことは前にも述べましたが、執権となっ
 つね じ ひぶか こころ もと たみ あわ めざ つ
 からは、常に慈悲深い心を本として民を憐れみ、正しい政治をすることを目指していたので、それに就い
 びだん いろいろ かつ いづ ききん ため ひじょう くる
 ての美談が色々と伝えられています。嘗て伊豆の北條の人々が飢饉の為に非常に苦しんだことがあった。
 やすとき こま なぐさ はげ こと まず
 その時、泰時は自分でその地に行って、困っている人々を慰めたり励ましたりした上に、殊に貧しい人々
 こめ か とりい かえ さだ
 には米を貸してやって、次の秋に米の取入れが出来たら、それを返すようにと定めていた。

ところが、その年もまた不作であったので、人々はいよいよ困って、中には住みなれた故郷を逃げ出
 やすとき いそ ひとびと あつ まえ う と
 そうとする者さえいた。泰時はこれを聞くと、急いで再び北條へ行って、人々を集めて、前に受け取っ
 しょうもん ことごと や さけ の はん なぐさ さら
 ていた証文を悉く焼いた上に、酒を飲ませたりご飯をたべさせたりして、慰めて、更に米を与えて
 やったということです。

泰時の儉約

やすとき けんやく
 また、ある年、6月に雪が降り、7月に霜が降りて、8月に長雨が續いて暴風が吹いたために、田畑
 ことごと ふさく ぜんこく ききん はなは やすとき きこう
 は悉く不作で、全国にわたって飢饉の甚だしいことがありました。その時、泰時は、こういう気候の
 ふじゆん とく た み せ きんしん ま
 不順や飢饉をも、すべて自分の徳の足りないせいであるとして、心から身を責めて謹慎した上に、先づ米
 まづ ひとびと すく と か きんしん りそく やすとき たら
 千石を出して貧しい人々を救い、また、富める人から米を借りる者のために、その利息を泰時が払ってや
 ることにした。

そしてそれが為には、毎日の食事を減らして飢えた人々と苦しみを共にする外に、着物や烏帽子の類
 いっさいしんちょう たたみ ふすま やぶ まか ともしび ほそ けんやく すこ まず
 は一切新調せず、畳や襖は破れるに任せ、夜は灯火を細くするまでの儉約をして、少しでも貧しい
 すく かね ま ものみゆさん
 人々を救うお金を多くこしらえようとした。況して酒を飲むとか物見遊山をすとかいうことは全くな
 しっけん すで こ もはん しめ ぶか やくにん はじ ちほう おもだ
 かった。執権が既に斯うして模範を示したので、部下の役人を始め、地方の重立った人々も皆それぞれ
 けんやく まづ はか
 に儉約して、天下の貧しい人々のために計ったということです。

第4話 北條氏の仁政

執権 北條泰時の無欲

泰時が欲の少ない人であったことは、父義時の後を嗣いで執権となった時に、その遺産の大部分を多くの弟や妹らに分けてやったことで既によく現われていた。当時の武家のきまりに依ると、家督を継ぐ者は、惣領といって、父の遺産の殆ど全部を譲り受ける代わりに、その兄弟を始め、一家一族をよく統率して、常に家名を辱かしめないようにして行かねばならないことになっていた。したがって、泰時にしても、当然、遺産の全部を取ってもよかったし、若しまた、これを分けてやるにしても、その大部分は自分が取って、残りを皆に分けてやればよかったです。

ところが、泰時はそうはしなかった。領地にしても、よく肥えた、収穫の多い処はすべて弟や妹らに分けてやって、自分は瘠せた、何の作物も出来ないような処を少し取り、また、道具の類などにしても、貴い、高価な物はすべて分けてやって、自分は残った、がらくたばかりを少し取った。惣領の取り分が余りにも少ないので、伯母の政子が不思議に思いその訳を尋ねると、泰時は、「関東の執権を承る上は、領地の事や何かは、そう慾深く望む必要はありません。それより、弟たちが可哀想ですから、なるべく多くを分けてやることにいたしました」と答えた。政子は、泰時のその美しい心に感心して、涙に咽んだということです。

明恵上人の教え

思うに、これは泰時が生まれついて優しく且つ無欲でしたので、その友愛の情から自然とこういう処置を執って、一家一族の間柄を平和に維持して行こうと思ったのもあったでしょうが、又、彼がふだんから尊敬している京都の梅尾の明恵上人の教えの影響もあったろうかと思われます。泰時は、六波羅探題として京都にいた時に、しばしば明恵上人に就いて仏法の談を聞いたが、ある時、そのついでに政治の要道を問うと、上人は、「国を治めるのは病気を治すのと同じことで、その原因を知らずに薬をのませては、益がなくて却って害がある。一体、国が治まるのも乱れるのも、もとは人の欲である。上に立つ者が若し欲を少なくして政治を行ったならば、治めるのに困るということはあるまい」と教え、また、「上に立つ者は心を正しくするのが肝心である。形がまっすぐで影が曲がり、政治が正しくして国が乱れるという筈はない」と教えた。

上人はまた、
「わが日本国は、神代から今日に至るまで九十代に及んでいるが、世々受け継いで皇統連綿としている。かゝる尊い国は外にないと聞いている。もともと一切の物が悉く朝廷のものでないものは無いのであるから、朝廷でこれを取ろうとなさるのを、彼是と抑え惜しむ謂れはない。然るに、近年は官軍を亡ぼし、京都を侵し、剩え上皇を遠島にお遷し申したりする。誠に恐れ多い事で、道理に背いているのである。人多ければ則ち天に勝つ、天定まって人を破るで、時の勢いならば、これも止むを得ない事かも知れないが、それにしても、武威だけで徳がなければ、久しからずして禍いが来るであろう」とも教えたと伝えられる。泰時はこれらの教えを誠に尤もと感じたので、さてこそ深く身を慎んで、

第4話 北條氏の仁政

正しい政治を行おうと常に力めたのでしょう。

泰時の裁判

こんな話も伝えられている。——ある時、何事かを争っている2人の者が、泰時の前に訴えて出た。泰時は2人の顔をつくづくと見守って、「泰時は今、天下の政治をあづかっているが、一体人の心というものは、本当はごく優しい、正しいものであると思っている。しかるに、今、その方たちが2人で事を争っているのは、誠に残念なことである。しかし、どちらかに不正があるのであるから、この次の何月何日に2人とも証文を持ってもう一度出てくるがよい。その時、よく調べた上で、不正の者を罰することにする。悪いものが一人でも国に居れば、万人の禍いとなるものであり、天下の敵、これより大なるものはない。さあさあ早く帰って、また来るがよい」と懇ろに諭して帰らせると、2人は泰時の言葉に恥ぢて、互いに穏やかに話合って和解したというのです。これはただの一つの例ですが、すべてがこの調子でして、不正な事をしようとする者に自ら反省をさせて、その訴訟を取下げさせるばかりでなく、その心持をも直させるようにと仕向けたのです。

泰時の公平

しかし、政治を正しく公平にするためからいうと、執権が一人で事を決めるのでは、或いは過ちを犯すこともあるかと、泰時はいつも叔父の時房をその相談相手としていましたが、なおその外に、評定衆という役を置いて、11人の人々を選んで、これに任命した。そして、少しでも重要な事は、必ずこれらの人々が集まって、評議して決することにした。いかに彼が政治を正しく、公平にしようと心がけていたかということが分かります。

貞永式目

実際、執権泰時はその時代の政治家として飛びぬけて偉かった。幕府が鎌倉に開かれて以来、彼の時代までには既に30余年を過ぎていたのですが、所謂創業の際でもあったし、又、絶えず勢力争いがあった、従って戦争が続いて起こった為でもあり、その組織はまだ十分には整っていなかつた。のみならず、政治を行って来たとはいっても、その根本の規則すらできていなかつたのです。勿論、朝廷には大宝の律令以来、その時代々々の必要で定められた細かい規則なども備わっていたのですから、幕府も、大体はそれに依って政治を行つたのです。しかし、武家と公家とはその組織が自ら異なっていたので、朝廷の規則をそのまま適用することの出来ない場合も生じて来た。

それで泰時は、幕府の役人らとも相談して、第86代後堀河天皇の貞永元年8月、幕府の法律51ヶ条を定めた。これが世に名高い『貞永式目』です。その第1条には神社を修理して祭祀を専らにすべきこと、第2条には、寺塔を修造して仏事を勤めるべきことを示し、以下、幕府に属する諸役人の心得をこまごまと定め、武士、庶民の守るべきことを懇ろに諭し、今日の刑法や財産法に当たる事を詳らかに規定して、よく武家政治の精神を現したものでしたから、以後、永く武家政治の根本規則となつて、後世の室町幕府や江戸幕府にも、その大要は用いられました。この点から言うと、武家政治の基礎

第4話 北條氏の仁政

は、実に泰時^{やすとき}に至^{いた}って始めて築^{はじ}かれたのだといってもよいのであります。

泰時^{やすとき}の謙讓^{けんじょう}

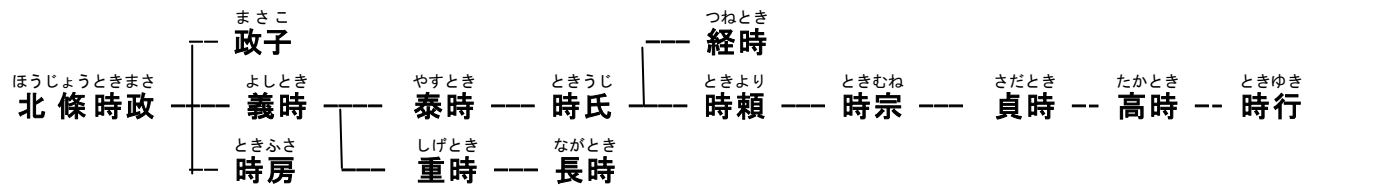
泰時^{やすとき}はまた礼儀作法^{れいぎさほう}を重^{かつ}んじたので聞^{よりつね}こえています。嘗^{やしき}て将軍頼経^{とのい}の邸^{きんじ}の宿直に出た時に、近侍^{しきもの}者が敷物^{しきもの}を差し出すと、泰時^{やすとき}は、「お居間^{いま}の畳^{たたみ}の上に敷物^{しきもの}まで敷^しいては将軍^{ぶれい}に対して無礼^{ぶれい}になる」と、これをお返し^{おしかえ}して敷^{よりとも}かなかったという。又、頼朝^きの忌日^{にち}に頼朝^{よりとも}を祀^{まつ}っている法華堂^{ほっけどう}に参詣^{さんけい}した時にも、泰時^{やす}は堂^{とき}の下^{どう}の石^しの上に敷^しき革^{がわ}をひろげて、その上^{すわ}に坐^{らいはい}って礼拝^{らいはい}していた。たまたまそこを通^{とお}りかかったつるがおか^{おか}はちまんぐう^{べつどう}鶴岡八幡宮^{しき}の別当^{うえ}の坊^あさんがこれを見て、頻^{すす}りに堂^{やす}の上^{やす}に上^{やす}がるように勧め^{すす}めたが、泰時^{やす}は、「自分^{よりとも}は頼朝公^{よりとも}が生きておられる時に、この堂^いに上^いがったことがなかったのに、今^い、公^いが亡^いくなられたからといっ

て、昔^{れいぎ}の礼儀^{れいぎ}を忘れてはならない」と言^いって、つい^{どう}に堂^{あが}には上^{あが}らなかつたといひます。

泰時^{やす}は万事^{ばんじ}がこういふ風^{ふう}で、自分^{つっし}は常^{けんそん}に身^{けんそん}を慎^{けんそん}んで、人^{けんそん}に対しては謙遜^{けんそん}でしたから、鎌倉^{しょうし}の将士^{しょうし}は皆^{よろこ}悦^{よろこ}んで彼^{おさ}に従^{おさ}い、天下^{ぜんせい}はよく治^{めく}まって、人々^{よく}はその善政^{ぜんせい}の恵^{めぐ}みに浴^{よく}した。それで、在職^{ざいしょく}十九年^{ざいしょく}の後^ご、第88代^{ごさ}後嵯峨^{みよ}天皇^{みよ}の御代^{みよ}の初^{きせん}めに66才^{べつ}で亡^おくなつた時には、貴賤^おの別^おなくこれ^おを惜^おしんで、まるで父母^{ふぼ}を喪^{うしな}つたようだったといふことです。

執権^{ときより}時頼^{ときより}

泰時^{やす}の次^{つね}には孫^{しゅん}の経時^{つねとき}が執権^{しゅん}となつた。経時^{つねとき}は時氏^{ときうじ}の子^こです。時氏^{ときうじ}は承久^{じょうきゅう}の乱^{のぶつ}に佐々木^{ささき}信綱^{のぶつ}と共に宇治川^{うじがわ}の先陣^{せんじん}をした勇士^{ゆうし}で、その後^{つと}、六波羅^{むつ}探題^{たん}をも勤^{やす}めたが、父^な泰時^{やす}に先立^なち、28才^なで亡^なくなつたので、その嫡子^{ちやくし}の経時^{つねとき}が継^ついだのでした。しかし、経時^{つねとき}も在職^{ざいしょく}僅^{ざいしょく}かに4年^なで亡^なくなつたので、その弟^{ときより}の北條^{ときより}時頼^{ときより}が次^{ときより}に執権^{ときより}となつた。時^{ときより}に20才^{ときより}でした。



まつしたぜんに 松下禪尼

時頼^{ときより}の母^{まつしたぜんに}は有名^{ときより}な松下禪尼^{し わか}です。時頼^{ときより}が父^しに死^{わか}に別^{もつぱ}れたのは四才^{もつぱ}の時^{もつぱ}で、その後^{もつぱ}は専^{もつぱ}ら母^{もつぱ}の手^{もつぱ}で育^{もつぱ}て上げられたのですが、この母^{すこぶ}が頗^{けん}る賢婦^ふ人^{じん}でしたために、22才^{しゅん}の若^{しゅん}さで執権^{しゅん}となつても、彼^{しゅん}は十分にその職務^{しよくむ}を行^しうべき資^{しかく}格^{そな}を備^{まつしたぜんに}えていたといふ事です。松下禪尼^{じつ}は実^{まじめ}に真^{まじめ}面目^{まじめ}な、しつかりした気質^{きしつ}の人^{きしつ}で、殊^{こと}に儉約^{けんやく}の気風^{きふう}を時頼^{ときより}に養^{やしな}わせるようにと心^こを用^こいた。

ある日^{ぜんに}、禪尼^{ときより}は時頼^{まね}を招^{ようい}く用意^てを終^{しょうじ}えると、手づ^きから障子^きの切^きり張^ばりをしていた。たまたま兄^あの足^あ達^あ義景^あが来^{だちよしかげ}合^きわせて、これ^きを見て、「そんな事^{しもべ}は下部^{しもべ}にさせたらよいでしょう」といひた。禪尼^{ぜんに}は、「自分^{ぜんに}ですればできるのに、人手^{ひと}を藉^かりるのはむだですから」といひて止^やめなかつた。

「それなら、すつきり張^はり替^かえたらいいでしょう。そのほう^{らく}が楽^{らく}でもあるし、さっぱり^{らく}もしまししょう。継^つぎはぎ^つのあるのは見^み苦^みしいので」と重^{かさ}ねて言^{のち}うと、「いづれ後^{のち}にはそうするつもり^{のち}ですが、きょうはわぎ

第4話 北條氏の仁政

と斯うして時頼に教えようと思っているのです。

物は破れたものでも、早く繕って用いれば使えるものだということを若い人に見習わせたいからのことです」と答えたということです。

つまりこれが本になっていたのですから、禅尼の意は、時頼をよくよくこの気風に染ませて、立派な政治家にしようとしたのです。

禅尼のこの教育の目的は十分に達せられました。時頼は祖父の泰時と同様によく儉約を守って、常に心を政治に用いた。

時頼の質素

時頼がいかに質素な生活をしていたかということは、次の話でよく分かります。

ある夜、時頼は一族の大佛宣時の所に使いをやって、来てくれるように言った。宣時が支度していると追っかけて又使いが来て、略服のままが良いから直ぐ来るように言う。

宣時は、この夜中に何事であろうと思いながら行くと、時頼は銚子と土器を持ち出して、「実はこの酒を独りで飲むのは淋しいから、お呼び申したのだが、何か肴がなくて困る。もう皆寝たようだから、ひとつ探して見ましょう」と言って、紙燭をともして台所に行ってみたが、何もない。漸く片隅の小皿に味噌が少しばかり残っていたのを見つけ出して、「あ、あったあった。これで結構だ」と言って、それを肴にして酌みかわしながら、快く話し合ったということです。これは、一体にその時代が質素であったことが分かる話であります。

青砥藤綱

時頼はまた、青砥藤綱という人を幕府の役人として政治に與からせたが、この人は非常に正直で、潔白で、情け深い人でしたので、よく時頼を輔けて、頗る公平な政治をしたので聞こえている。藤綱がある夜、あやまって十文の銭を滑河に落とした時に、大急ぎで50文の松明を買わせて銭を探させた話は、誰も皆よく知っているでしょう。

その時、家来の者が怪しんで、「僅か10文の銭を探すのに、その数倍の費用をかけるというのは誠に損ではありませんか」というと、藤綱は、「10文の銭は、今拾わなかったら、河に沈んで永久に失われるが、松明の代は、私の手から商人の手に渡っただけで、失われてしまうのではない。お金は天下の寶だから、誰の手に在っても失われさえしなければ同じことだ」と言ったので、これを伝え聞いた人々は藤綱の心掛けに感心したということです。



執権 北條時頼

第4話 北條氏の仁政

又、彼が訴訟を裁いたりする時には、全く公平で、一方がいかに勢力のある者であっても、若しその者に不正があれば、彼は少しも恐れずに、どしどし其のほうを負けとした話などいろいろと伝えられている。

最明寺殿

北條時頼は執権職を11年勤めた時に病気に罹った。彼はその母の禪尼と同じく、早くから仏教を信じていたので、この病気を機会に職を罷めて、執権を一族の長時に譲り、自分は予ねて建てておいた最明寺という寺に入って出家して、名を道崇といった。世では最明寺殿とも、また、最明寺入道ともいわれた。しかし、年は若くて、まだ30才でしたから、その後も幕府の大切な政治の相談には與かっていて。

しかし、時頼や藤綱らがこうして専ら正しい政治を行い、世の中がすべて事なく治まるように努めていても、広い世の中の事ですから、悪事を働いたり、不正を企てたりする者は絶えないと見えて、訴訟は年を経るに従ってだんだんと殖えて来る。

北條時頼の行脚

時頼は密かに正直な者を諸国に遣って、非道な事をする者などを調べさせたが、後には、自分がわざと賤しい坊さんの姿になって、諸国を行脚した。風俗を見たり、民の苦しみを尋ねたりして、善政を施す本にしようとしたのです。その旅先の話として伝えられている美談は多いが、今のその一つだけを次に挙げておきます。

難波の宿

ある時、摂津の国の難波の浦——今の大坂——に着いた時に、日は暮近くなって、人の往来も稀になったので、とある家々に立寄って、一夜の宿を借りようとして見ると、昔は相当な人の住んだ所らしい構えなのだが、今は垣はこわれ、軒は傾き、雨も漏れれば月も射込みそうなあばら屋になっている。中に入って宿を請うと、年を取った尼が杖に縋って出て来て、「お宿をするのは造作ありませんが、お着せするものもなく、お上げするものもありませんから、お宿は出来ません」といった。しかし、日は既に暮れて、後にも先にも行く訳にもいかなかったので、無理に頼んで泊めて貰った。

秋の事で、浦風が寒く、浪の音が夜もすがら侘しく聞こえて、よくも眠られなかったので、朝早く起き出て見ると、主の尼がいがいしくご飯の用意などをしてくれたが、その様子がどこか不慣れで、覚えなく見えたので、「召使の者はいないのですか」と聞くと、尼は、「元はわたくしも、親の譲りを受けて、この辺一帯の領主でございましたが、夫にも、子にも先に死なれて、便りのない身となりましてからは、一族の者に領地を奪い取られてしまいました。相手は鎌倉殿にご奉公している事を笠に着て居りますし、わたくしは何分にも女の身で、頼る人もなく、訴える処も知りませんから、既に20年間もこのような惨めな暮らしをして居ます」と涙と共に物語った。

時頼はあわれに覚えて、なおよくその事情を聞きたくしてから、

第4話 北條氏の仁政

なにわがた とお つきかげ え すみ
難波潟しほひに遠き月影の またもとの江に澄まざらめやは

という一首の歌を書き残して立去ったが、後に鎌倉に帰ってから、幕府に命じて取り調べさせたところ、果たして事実であったので、その尼の本領を取戻した上に、それを横領した者の領地を没収して、尼に与えたということであります。

また、『鉢の木』という謡曲で名高い佐野源左衛門尉常世の話（訳注：栃木県佐野での話、いざ鎌倉で有名）なども、この行脚の間に出会った事を材料としたひとつの美談です。

北條時頼はこんなにまでして政治を善くしたので、世の中はよく治まり、人々も富めば幕府の財政も豊かになって、人々は皆北條氏を慕うようになりました。時頼が第90代亀山天皇の御代に37才で亡くなった時には、これを悲しむ余り、頭を剃って坊さんになる者が非常に多く、幕府はついに命令を下してこれを禁じたという程であったといえます。

（ 第4話 北條氏の仁政 終わり。 次は前頁に戻り、 第5話 鎌倉時代の仏教文物 へ）